



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フィジカルONE
- 3 代表者の氏名  
今 井 俊 哉
- 4 主たる事務所の所在地  
岡谷市7467番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、水中運動と音楽を中心としたスクール・大会・イベント等の運営をするとともに、アスリートをはじめ小児から高齢者・障害の有無に関らず全ての人が生涯スポーツと芸術的ながら健全で豊かな生活がおくれるよう、スポーツと芸術の振興ならびに普及に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人のんびり
- 3 代表者の氏名  
土 屋 左 京
- 4 主たる事務所の所在地  
佐久市八幡75番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域の高齢者や障害者など福祉サービスを必要とする人びと及びその家族に対して、介護、支援、予防、生活援助、啓発に関する事業を行い、もって地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成19年1月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
県・市町村共同電子申請・届出サービス提供事業業務委託一式
  - (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
  - (3) 契約期間  
契約の日から平成23年3月31日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出してください。
    - イ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県企画局情報政策課  
電話 026（235）7072
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 提案書及び入札書の提出期限及び提出場所
    - ア 提出期限 平成19年3月6日 午後5時  
郵送により提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとし、3月6日（火）午後5時までの必着とします。
    - イ 場所 長野県企画局情報政策課
  - (3) 開札の日時及び場所
    - ア 日時 平成19年3月14日 午前10時から
    - イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室
- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

別記「県・市町村共同電子申請・届出サービス提供事業業務委託落札者決定基準」によります。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Provision of the joint electronic application and reporting service for Nagano Prefecture and the municipalities

(2) Contract duration:

From the contract start date through March 31, 2011

(3) Contact place for the tender information; description / conditions / and other inquiries:

Information Policy Division, Planning Bureau Nagano Prefecture  
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City  
Tel: 026-235-7072

(4) Time and place for the bid opening:

Time: 10:00 AM March 14, 2007

Place: Meeting Room 109, Nagano Prefectural Government West Annex

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM March 6, 2007

Place: Information Policy Division, Planning bureau  
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

別記

県・市町村共同電子申請・届出サービス提供事業業務委託落札者決定基準

1 目的

この基準は、県・市町村共同電子申請・届出サービス提供事業の総合評価一般競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者決定方法

入札者が提出した提案書の内容及び入札価格について評価を行い、価格以外の条件に関する評価点（以下「技術評価点」という。）に入札価格に関する評価点（以下「価格評価点」という。）を加

算した合計点が最も高い者を落札者とします。ただし、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定するものとします。

3 技術評価

(1) 審査機関

入札者が提出した提案書の内容についての評価（以下「技術評価」という。）は、別に定める県・市町村共同電子申請・届出サービス技術評価委員会が別表「技術評価基準表」に基づき行うものとします。

(2) 技術評価の区分等

技術評価の区分並びに区分ごとの配点は次のとおりとします。

区 分	配 点
基本的事項	290点
システム	190点
アプリケーション	380点
運用保守、監視、ヘルプデスク	290点
サービス品質保証	140点
研修支援	150点
運営支援	260点
プロジェクト運用	210点
サービス水準維持	60点
技術的特色	30点
合 計	2000点

(3) 重み

評価の客観性を高めるため、技術評価の区分を評価項目に細分化し、評価項目ごとに「重み」を設定します。

(4) 採点の考え方

評価項目の採点は、5段階評価とし、配点は次の各項目のとおりとします。

ア 非常に優れた水準の提案の場合	10点
イ 優れた水準の提案の場合	7点
ウ 県が想定した水準の場合	5点
エ 低い水準の提案の場合	3点
オ 非常に低い水準の提案の場合	1点

4 技術評価点

(1) 技術評価点の算出方法は、次のとおりとします。

技術評価点 = (評価項目の得点 (評価項目の採点 × 重み) の合計 / 2) × 0.6

(2) 技術評価点は、各評価委員の評価の平均を採用し、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとします。

(3) 別に定める基本計画書仕様書の内容が網羅されていること。

5 価格評価点

(1) 価格評価点の算定方法は、次のとおりとします。

価格評価点 =  $1000 \times 0.4 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

(小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位の端数を四捨五入)

(2) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(別表) 技術評価基準表

区分	項番	評価項目	記述すべき内容	重み
1 基本的事項	1	基本的な考え方	業務内容、汎用性、拡張性について記載すること。	3
	2	サービスの開始時期	サービス提供開始日について記載すること。	5
	3	セキュリティ	物理的、技術的、人的セキュリティについて記載すること。	3
	4	セキュリティ(個人情報保護)	個人情報保護対策について記載すること。	3
	5	柔軟性の考え方	機能追加について記載すること。	3
	6	県、市町村共同利用の考え方	県と市町村共同の利用の手法について記載すること。	3
	7	利用率向上対策への取り組み	利用率向上対策について記載すること。	3
	8	信頼性の継続的確保への取り組み	障害に対する信頼性について記載すること。	3
	9	付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	3
2 システム	1	認証基盤連携	認証基盤について記載すること。	2
	2	決済基盤連携	決済基盤について記載すること。	2
	3	業務システム連携	一般的な業務システムとの連携について記載すること。	2
	4	クライアント環境	利用者負担軽減対策(事前準備、低速回線利用、JRE対応等)について記載すること。	6
	5	ネットワーク	インターネット、L G W A N 接続等の回線種類及び回線速度について記載すること。	4
	6	付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	3
3 アプリケーション	1	ポータル機能、ナビゲーション機能	利用者から見たポータル機能、ナビゲーション機能について記載すること。	3

	2	申請・届出アプリケーション	申請(代理申請含む)、審査、結果通知などの機能について記載すること。	10
	3	簡易受付アプリケーション	簡易申請について記載すること。	3
	4	申請・届出様式電子化	様式の作成等について記載すること。	10
	5	申請データ保存	申請データの保存方法について記載すること。	1
	6	操作性	利用者の操作性について記載すること。	6
	7	付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	5
	4 運用保守、監視、ヘルプデスク	1	運用保守要件	運用保守について記載すること。
2		運用保守ドキュメント作成	作成するドキュメントについて記載すること。	3
3		障害対応	障害対応について記載すること。	4
4		監視保守要件	監視保守について記載すること。	2
5		ヘルプデスク要件	設置場所、回線数、初期対応等について記載すること。	2
6		ヘルプデスクの運用	ヘルプデスクの運用方法について記載すること。	3
7		個人情報の扱い	個人情報保護対策について記載すること。	3
8		利活用	サービスの継続的改善について記載すること。	3
	9	ファシリティ要件	データセンターのファシリティ要件を記載すること。	1
	10	設置場所	データセンター設置場所について記載すること。	1
	11	耐障害性	データセンターの耐障害性について記載すること。	1
	12	付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	4
5 サービス品質保証	1	S L A 要件	S L A の目標値について記載すること。	3
	2	S L A 運用体制	S L A 遵守の体制について記載すること。	3

	3	S L A 評価システム	S L A 評価について記載すること。	3
	4	付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	5
6 研修支援	1	初期対応	サービス導入段階の周知方法について記載すること。	2
	2	継続対応	定期的なサービス周知方法について記載すること。	2
	3	研修方法	職員研修方法について記載すること。	3
	4	研修内容	業務内容に応じた研修内容について記載すること。	3
	5	付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	5
	7 運営支援	1	運営委員会支援	運営委員会への支援について記載すること。
2		参加市町村支援	市町村への支援について記載すること。	5
3		手続電子化支援	手続電子化に対する支援について記載すること。	11
4		付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	5
8 プロジェクト運用	1	推進体制	プロジェクト推進体制について記載すること。	3
	2	サービス提供期間全体計画	全体計画について記載すること。	5
	3	運営委員会支援計画	運営委員会への支援計画について記載すること。	3
	4	参加自治体支援計画	参加自治体への支援計画について記載すること。	3
	5	参加自治体の想定スケジュール	サービス参加時期に応じたスケジュールを記載すること。	2
	6	付加提案	基本計画書、要求仕様書を踏まえ、波及効果的な提案を記載すること。	5
9 サービス水準維持	1	サービス水準維持要件	次期サービス移行時の対応について記載すること。	6
10 技術的特色	1	技術的特色	システム全体をイメージした設計姿勢を記載すること。	3

情報政策課

## 公告

長野県公債を定時償還するため、次のとおり抽せんします。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

## 1 銘柄、償還額及び償還期日

銘柄	償還額	償還期日
平成9年度第2回公債	千円 945,000	平成19年3月23日
平成9年度第3回公債	615,000	平成19年4月25日
平成9年度第5回公債	109,000	平成19年5月25日
平成10年度第2回公債	690,000	平成19年3月23日
平成10年度第3回公債	510,000	平成19年4月25日
平成10年度第5回公債	377,000	平成19年5月25日
平成11年度第2回公債	300,000	平成19年3月23日

2 抽せん期日 平成19年2月2日(金) 午前10時

3 抽せん場所 長野市大字中御所岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

4 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

財政課

## 公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 農地保有合理化法人の名称

財団法人 長野県農業開発公社

2 事業の種類

農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に規定する事業

農村振興課

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成19年1月25日

長野県知事 村 井 仁

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-13第 5328号	株式会社大平商事	平 林 君 雄	長野市稲里町中央1-15-25	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業）の取消し	平成18年10月2日	平成18年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第 452号	鶴見建設株式会社	鶴 見 貞 男	安曇野市三郷温878	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年10月2日	平成18年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第 452号	鶴見建設株式会社	鶴 見 貞 男	安曇野市三郷温878	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び管工事業）の取消し	平成18年10月2日	平成18年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 2314号	有限会社共和設備	石 田 盛 雄	長野市大字東和田765-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業及び消防施設工事業）の取消し	平成18年10月3日	平成18年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第19928号	広野建設株式会社	和 田 直 満	長野市大字金箱711-29	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（鉄筋工事業）の取消し	平成18年10月5日	平成18年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第 295号	東洋配管株式会社	北 沢 岩 美	長野市北尾張部700	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年10月12日	平成18年9月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第12095号	新井建設	新 井 栄 治	大町市大字大町平区借馬6088	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年10月5日	平成18年9月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第18009号	社建築	小 池 共 平	諏訪市大字湖南1053	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年10月5日	平成18年9月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第 2718号	山崎建設株式会社	山 崎 金 生	飯田市上村96	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び建具工事業）の取消し	平成18年10月10日	平成18年9月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。



般-14第 2718号	山崎建設株式会社	山崎 金生	飯田市上村96	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成18年10月10日	平成18年9月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第18642号	株式会社奈川設備	高橋 忠夫	松本市奈川3901-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成18年10月11日	平成18年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 3698号	水野建築有限会社	水野 照夫	松本市寿北7-20-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成18年10月11日	平成18年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第14855号	株式会社ながの東急百貨店	加藤 和年	長野市南千歳1-1-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年9月27日	平成18年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第21720号	有限会社スガラ	菅原 修	千曲市大字磯部618-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、とび・土工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年10月11日	平成18年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第 6829号	株式会社渡辺建設工務	渡辺 武史	小諸市大字御影新田2528-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年10月12日	平成18年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第14029号	有限会社千国工務店	千國 康治	北安曇郡池田町大字池田1945-13	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成18年10月12日	平成18年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第16936号	株式会社アイビーハウジング	両角 一行	茅野市北山2970	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年10月16日	平成18年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第20216号	株式会社丸義建設	武田 美保子	上伊那郡南箕輪村1863-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年10月17日	平成18年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。